

社団法人 全日本シティホテル連盟 情報

定 款

昭和49年10月 4日 設立許可
昭和51年 7月 9日 変更認可
昭和57年 7月 7日 変更認可
平成 4年 6月12日 変更認可
平成 6年 7月 6日 変更認可
平成12年 7月 3日 変更認可
平成23年9月1日 変更認可

第 1 章 総 則

- (名称)
第1条 本連盟は、社団法人全日本シティホテル連盟という。
(事務所)
第2条 本連盟は、事務所を東京都千代田区に置く。
(目的)
第3条 本連盟は、健全、快適で、効率的なサービスをそれに相応する料金を提供するホテル（以下「シティホテル」という。）の施設、接遇の改善、経営の合理化を図り、内外旅行者の利便の増進に資するとともに、わが国観光事業の健全な発展と国際親善に寄与することを目的とする。
(事業)
第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) シティホテルの施設、接遇の改善及び経営の合理化等に関する調査研究及び指導
(2) シティホテルに関する情報の内外への提供
(3) シティホテル従業員の資質の向上
(4) 内外の宿泊サービスに関する情報、資料の収集及び提供
(5) 関係官庁及び関係機関との協調
(6) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

- (会員の種別)
第5条 本連盟の会員は、次の通りとする。
(1) 正会員
(2) 名誉会員
(3) 賛助会員
(入会)
第6条 正会員は、総会において定める条件に適合するホテルを代表とする者（1ホテルについて1名）であって、理事会において承認を得たものとする。
2. 名誉会員は、本連盟に功労があり、又はホテル業に関する学識経験を有する者であって、会長が推せんし、理事会において推薦を得たものとする。
3. 賛助会員は、本連盟の目的に賛同し、その事業を賛助する者であって、理事会において承認を得たものとする。
(入会手続)
第7条 本連盟の正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。
(会費及び入会金の納入等)
第8条 正会員及び賛助会員は、総会において定めるところにより、会費及び入会金を納入しなければならない。
2. 既納の会費及び入会金は、返納しないものとする。
(資格の承継等)
第9条 正会員にして第6条第1項のホテルを代表する者の地位の承継があったときは、承継者は被承継者の正会員としての地位を承継する。この場合被承継者は、退会したものとみなす。
2. 前項の規定により、正会員としての地位を承継した者は、その承継があった日から1月以内にその旨を会長に届けなければならない。
(退会)
第10条 会員が退会しようとしたときは、退会届を会長に提出しなければならない。
(資格の喪失)
第11条 会員は、第9条第1項に掲げる場合のほか、次の各号の1に該当するときは、その資格を失う。
(1) 退会したとき。
(2) 除名されたとき。
(3) 本連盟が解散したとき。
(除名)
第12条 会員が次の各号の1に該当するときは、総会の議決によって除名することができる。
(1) 本連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき。
(2) 本連盟の定款その他の諸規定を守らず、又は総会の決議を無視する行為があったとき。
(3) 会費、入会金の納入を怠ったとき。
(権利の喪失)
第13条 会員の資格を失った者は、会員としての一切の権利を失い、既に納入した金銭その他本連盟の資産等に対して、何等の請求をすることができない。

第 3 章 役 員 等

- (役員)
第14条 本連盟に、次の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 3名以内
(3) 専務理事 1名
(4) 常務理事 12名
(5) 理事 20名以上30名以内（会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む）
(6) 監事 2名以内
(役員の選出)
第15条 会長、副会長、専務理事、理事及び監事は、総会において会員及びホテル業に關し学識経験を有する者のうちから選任する。
2. 常任理事は、理事の互選とする。
(役員の職務)
第16条 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、会務を専ら処理し、会長、副会長ともに事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
4. 常務理事は、常時の会務を掌理する。
5. 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
6. 監事は、民法第59条に定める職務を行う。
(役員の任期)
第17条 役員の任期は、就任後2年目の通常総会の日までとする。ただし、重任を妨げない。
2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
(役員の解任)
第18条 役員が、次の各号の1に該当するときは、総会においてその役員を解任することができる。
(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為が認められたとき。
(役員報酬等)
第19条 役員は、すべて無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。
2. 常勤の役員は、理事会の議決を得て、会長が定める。
3. 役員は会務のために費やした実費又は手当を支給されることがある。
(名誉会長)
第20条 本連盟に名誉会長を置くことができる。
2. 名誉会長は、総会の同意を得て、本連盟会長経験者のうちから会長が推挙する。
(顧問、参与及び相談役)
第20条の2 本連盟に、顧問、参与及び相談役若干名を置くことができる。
2. 顧問、参与及び相談役は、理事会の同意を得て、会長が委託する。
3. 顧問、参与及び相談役は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第 4 章 会 議

- (種別等)
第21条 会議は、総会、理事会及び常務理事会とする。
2. 会議は、すべて会長が招集する。
3. 総会の議長は、総会において出席表決権者のうちから選出する。
4. 理事会及び常務理事会の議長は、会長がこれにあたる。
(総会)
第22条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とする。
2. 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後80日以内に開催する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき召集する。
4. 会長は、総会における表決権者の5分の1以上から、又は監事から、会議の目的である事項を示して、臨時総会の招集の請求があったときは、その請求があった日から40日以内の日を開催日に定めて、招集しなければならない。
(総会の召集)
第23条 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の7日前までに会員に通告して行わなければならない。
(総会の議決事項)
第24条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 前年度の事業報告及び収支決算
(2) 当該年度の事業計画及び収支予算
(3) その他の重要事項
(総会の定数)
第25条 議会の議事は、表決権者の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
(総会の表決等)
第26条 総会において、正会員並びに役員である名誉会員及び役員である賛助会員は、それぞれ1個の表決権を有する。
2. 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席表決権者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
3. 総会に出席できない表決権者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席表決権者に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その者は、出席したものとみなす。
(総会の議事録)
第27条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席表決権者2名以上がこれに署名捺印するものとする。
(1) 会議の目的である事項、日時及び場所
(2) 表決権者の総数及び出席表決権者数
(3) 議事の経過の概要及びその結果
3. 前項の議事録は、事務所に備え付けておかななければならない。
(理事会)
第28条 理事会は、会長、副会長、専務理事及び理事をもって構成し、会長が必要と認めるとき開催する。
2. 第25条から第27条までの規定は、理事会に準用する。
(理事会の議決事項)
第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の事項を議決する。
(1) 会務の執行に関する事項
(2) 総会に提出する議案
(3) 総会によって委任された事項
(4) 総会を開催するいとまがない場合における緊急事項
(5) その他の重要事項
2. 前項第4号の議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。
(常務理事会)
第30条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成し、会長が必要と認めるとき開催し、会務執行の基本事項について協議する。

第 5 章 委 員 会

- (委員会)
第31条 会長は、本連盟の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を得て、委員会を置くことができる。
2. 委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

第 6 章 事 務 局

- (事務局)
第32条 本連盟に、事務局を置く。
2. 事務局に関する規定は、理事会の議決を得て、会長が定める。
第33条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかななければならない。
(1) 定款
(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
(4) 許可、認可及び登記に関する書類
(5) 定款に定める機関の議事に関する書類
(6) 収入、支出に関する帳簿及び証憑書類
(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
(8) その他必要な帳簿及び書類

第 7 章 資 産 及 び 会 計

- (事業年度)
第34条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(資産の構成)
第35条 本連盟の資産は、会費、入会金及びその他の収入から成る。
(資産の管理)
第36条 本連盟の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を得て、会長が定める。
(経費の支弁等)
第37条 本連盟の経費は、資産をもって支弁する。
2. 毎事業年度の決算において剰余金が生じたときは、翌年度に繰越すものとする。
(会計書類等)
第38条 会長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、通常総会開催日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。
(1) 前年度の事業報告及び収支決算書
(2) 前年度における財産目録（3月31日現在）
(3) その他必要な書類
2. 監事は、前項の書類を受理したときは、これをすみやかに監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。
3. 会長は、前項の書類及び報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかななければならない。
(長期借入金)
第39条 本連盟が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、出席表決権者の3分の2以上の議決を得、かつ、主務大臣に届け出なければならない。

第 8 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散 等

- 第8章 定款の変更及び解散等
(定款の変更)
第40条 本連盟の定款は、総会において表決権者総数3分の2以上の議決を得、かつ、主務大臣の許可を受けなければ変更することができない。
(解散)
第41条 本連盟は、総会において表決権者総数3分の2以上の議決を得なければ解散することができない。
(残余財産の処分)
第42条 本連盟の解散に伴う残余財産は、総会において表決権者総数3分の2以上の議決を得、かつ、主務大臣の許可を受けて、本連盟と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第 9 章 雑 則

- (規定)
第43条 この定款に定めるもののほか本連盟の運営上に必要な規程は理事会の議決を得て、会長が定める。

附 則

- 本協会の設立により、昭和46年11月15日設立の全日本ビジネスホテル協会の会員及び一切の資産は本協会が継承する。
- 本協会設立当初の総会は、創立総会をもってこれに代えるものとする。
- 本協会設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、設立の日始まり、昭和50年3月31日に終わるものとする。
- 本協会設立当初の役員は、第15条の規定にかかわらず、創立総会において選任されたものとする。
- 本協会設立当初の役員の任期は、第17条の規定にかかわらず、設立後最初の総会の日までとする。

附 則

この定款は、主務大臣の認可を受けた日（平成12年7月3日）から施行する。